

○高知県・高知市病院企業団病院事業料金徴収条例

平成16年 3 月10日

条例第 1 号

改正	平成17年 2 月25日 条例第10号	平成18年 3 月28日 条例第 2 号
	平成18年 9 月29日 条例第 4 号	平成20年 3 月28日 条例第 1 号
	平成20年12月 2 日 条例第 2 号	平成25年12月20日 条例第 1 号
	平成27年 3 月 1 日 条例第 1 号	

高知県・高知市病院組合病院事業料金徴収条例をここに公布する。

高知県・高知市病院企業団病院事業料金徴収条例

題名改正〔平成17年条例10号〕

(趣旨)

第 1 条 この条例は、高知県・高知市病院企業団立高知医療センターの料金の徴収について、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成17年条例10号〕

(料金の額)

第 2 条 前条に規定する料金の額は、次に定めるところによる。

- (1) 消費税法（昭和63年法律第108号）別表第 1 第 6 号に規定する療養、医療若しくは施設療養又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等のうち、診療報酬の算定方法（平成20年 3 月厚生労働省告示第59号）又は入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年 3 月厚生労働省告示第99号）（以下この条において「算定方法等」という。）に定めのあるものについては、当該算定方法等により算定した額
- (2) 診療を受ける者が診療料等につき自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第16条第 1 項の規定により損害賠償額の支払を請求することができる場合にあっては、算定方法等による算定額に100分の150を乗じて得た額（その額に 5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、国、地方公共団体、社会保険団体等が企業長と締結した診療等の契約に係るものについては、当該契約で定める算定方法により算定した額
- (4) 前 3 号に定めるもの以外のもので、算定方法等に定めのあるものにあつては当該算定方法等により算定した額と当該算定した額に消費税法第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和 33 年高知県条例第 1 号）第 70 条の 4 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を合計した額以内で企業長が定める額（その額に 5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げた額）とを合算して得た額、算定方法等に定めのないものにあつては別表に定めるところにより算定した額（文書料及び病室使用料にあつては、同法別表第 1 第 8 号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当する場合を除き、当該算定した額と当該算定した額に同法第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に同条例第 70 条の 4 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を合計した額（その額に 5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げた額）とを合算して得た額

とする。)

一部改正 [平成17年条例10号・18年2号・18年4号・20年1号・25年1号]

(料金の減免)

第3条 生活困窮者については、企業長は、その徴収すべき料金を減免することができる。

一部改正 [平成17年条例10号]

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、企業長が定める。

一部改正 [平成17年条例10号]

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年2月25日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年2月26日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成17年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の高知県・高知市病院組合病院事業料金徴収条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の文書の作成、病室の使用及び分べんの介助について適用し、施行日前の文書の作成、病室の使用及び分べんの介助については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年3月28日条例第2号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日条例第4号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日条例第1号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月2日条例第2号)

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月20日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知県・高知市病院企業団病院事業料金徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の文書の作成（申請を要するものにあつては、文書の申請。以下同じ。）、病室使用料及び分娩介助料について適用し、施行日前の文書の作成、病室使用料及び分べん介助料については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月1日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知県・高知市病院企業団病院事業料金徴収条例別表の規定は、この条例

の施行の日（以下「施行日」という。）以後の分べんの介助について適用し、施行日前の分べんの介助については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

種類		金額
文書料	診断書	1 通につき 2,100 円
	死亡診断書	1 通につき 3,400 円
	死産診断書	
	恩給、年金等に関する診断書	1 通につき 5,100 円
	自動車損害賠償責任保険に関する診断書	
	上記以外の各種保険に関する診断書	
	死体検案書	1 通につき 6,700 円
	死胎検案書	
	自動車損害賠償責任保険に関する診療報酬請求明細書	1 通につき 4,400 円
	その他の証明書	1 通につき 1,300 円
病室使用料	特室A	1 日につき 35,000 円以内で企業長が定める額
	特室B	1 日につき 10,000 円以内で企業長が定める額
分べん介助料	産科医療補償制度の掛金負担の対象となる分べん	1 件につき 160,000 円 (国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日、土曜日、1 月 2 日及び 3 日並びに 12 月 29 日から 31 日まで並びにこれらの日を除く日の午前零時から午前 8 時 30 分まで及び午後 5 時 15 分から午後 12 時までの間の場合は、1 件につき 184,000 円)
	産科医療補償制度の掛金負担の対象とならない分べん	1 件につき 144,000 円 (休日等の場合は、1 件につき 168,000 円)
その他の給付に係る料金		原価計算又は実費相当額を基礎として企業長が定める額

全部改正 [平成17年条例10号]

一部改正 [平成20年条例2号・25年1号・27年1号]